

倶楽部たより

2021 年 8 月

つるま法律倶楽部

残暑お見舞い申し上げます

つるま法律倶楽部 日帰り古都奈良バスツアー(第2弾)のご案内

国宝・重文の宝庫! ～「法隆寺」のミステリー～

何故法隆寺には多くの謎が有るのか～

- 日時 11月13日(土) 午前7時30分出発 午後7時到着予定
- 集合 昭和区御器所通交差点南西(地下鉄5番出入口)
- 行先 斑鳩の里—法起寺、法輪寺、法隆寺、中宮寺、時間があれば藤ノ木古墳
昼食はうぶすなの里で「うぶすなの小箱」
- 定員 28名(大型バスですが、コロナ感染予防のため、定員は半数)
先着順に受け付けます。お早めにお電話ください。
- 参加費 12,000円(予定) 交通費+昼食代含む



☆法隆寺には何故多くの謎が有るのか、前回に引き続き奈良に詳しい、法律倶楽部会員の田中 亨さんの案内で謎を解いていくツアーです。

今回は、事前、事後学習会を予定しています。併せてご参加ください。

- 【事前学習会】11月 6日(土) 時間: 午前10時～12時 参加費: 各500円
- 【事後学習会】11月27日(土) 場所: 法律事務所隣セミナールーム

今後のコロナ感染状況により、中止になる場合もあります。ご了承くださいませ。

新型コロナウイルス COVID19 のことはまだ十分にわかっていません。どう収束するのも定かではありません。パンデミックと混乱が長期間続くでしょう。あらわになった社会的課題と現実の中で、今後の社会は大きく変動せざるを得ません。

米大統領バイデンは、トランプ流の新自由主義からの決別を宣言し、育児・教育支援に1兆8千億ドル、全国民への現金給付を含むコロナ救済生活支援に1兆9千億ドル等の対策を打ち出し、財源確保のため連邦法人税の7%アップ、所得税最高税率の約3%アップ、金融所得税率をほぼ倍とする等の改革案を示しました(施政方針演説)。

三流以下の振る舞いを続ける政権が居座るわが国のコロナ禍克服は厳しい道になりそうです。しかし、歴史の新しい流れは、施政者への期待に頼ってというよりは、新しい国民・市民側の声と行動によって作られてきました。分断と困難を乗り越え、コロナ禍後の社会作りのため、個々市民レベルでの共助、共感、相互支援の輪などが鍵の一つになるのではないかと思います。それが人の尊厳を回復し、社会や制度を変える力になるはずです。

弁護士 小島 高志

夫婦別姓制度

弁護士 小島 高志

日本人全てが氏（姓）と名を持つようになったのは近代西洋的国家成立時のことである。明治29年（1896年）民法は「746条 戸主及ヒ家族ハ其家ノ氏ヲ称ス」「788条 妻ハ婚姻ニ因リテ夫ノ家ニ入ル」とし、家制度の整備とともに夫婦同姓制度が整備された。戦後民法改正による家制度解体後も夫婦同姓制度は今日まで続き、戸籍法74条では、氏を統一しなければ婚姻届が受理されず、法律婚としての保護や規制を受けることができない。

社会の変化に伴い、氏を変更することの不利益（通称使用の容認では足りない不利益もある）が意識されている。夫の旧姓を夫婦の氏とする例が圧倒的に多いから、不利益を受けるのは大半が妻である。夫婦別姓論は封建的家族制度における女性差別とは異なった次元の要求である。現在の具体的課題は「選択的別姓制度」の導入である。

これを認めない現行民法と戸籍法が憲法14条（法の下での平等）、婚姻の自由を定める憲法24条（婚姻の自由）、98条2項（国際法規範遵守義務*）に反しているとして第1次訴訟が2011年に提起され、2017年に最高裁判決が下され、第2次訴訟は2021年6月23日に最高裁判決が下された。最高裁は「（制度のあり方は）国会で論ぜられ、判断されるべき事項に他ならない」とし、夫婦別姓が認められていないことは違憲ではないとした。違憲としつつ結論に賛成する裁判官1名、違憲とする反対意見裁判官3名があった。

氏の変更による不利益は解消されるべきだ。解決策の一つとして選択的別姓制度が是認されるべきだろう。

ただ、100年以上に亘り形成され慣れ親しんだ社会の基本的制度を変えとなれば、あちこちで社会的分断や軋轢が生まれると具体的に予想される。先を見通した確かな立法が必要である。利権と政争に明け暮れ不実を尽くす現政治の多数派に適切な制度設計や対応ができるのか疑わしい。国民レベルで、選択的夫婦別姓制の積極的側面と社会的分断の危うさについての共通理解を深める必要がある。

*女子差別撤廃条約（197

9年国連総会採択、1981年発効、1985年日本批准）



映画『パンケーキを毒味する』 日本の未来はこの男に託された

「記憶にありません」「個別の案件にはお答えできません」「疑念を招くようなことは一切していません」「いま官房長官が答えたことと一緒にあります」「安心、安全なオリンピック」誰の言葉でしょう。

菅首相に迫るシニカルバラエティー映画。取材拒否を受けながら完成、監督のTwitterアカウントが停止されたという話題作。 見てみよう。



【7月30日からミッドランドスクエアシネマ2(シンフォニー豊田ビル2F)にて上映中🎬】

危険な「土地規制法」を廃止に

弁護士 石塚 徹

この6月16日、「土地利用規制法」と呼ばれる法律が、自民・公明・維新・国民民主の強行により成立した。正式名称は「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」という。

この法律は、自衛隊や米軍の基地、海上保安庁の施設、原子力発電所などの「重要施設」の周囲1000メートルを「注視区域」や「特別注視区域」に指定でき、区域内の土地や建物の利用状況を調査し規制することができるというもの。この法律によって、辺野古基地建設を取

り巻いている反対行動や原発施設の周辺で反対行動をしている人たちに、調査が及び、必要に応じて報告を求め、応じない場合には罰則が科される。まるで、戦前の軍機保護法、国防保安法、要塞地帯法によって、特高警察や憲兵が市民生活を縛った暗黒の時代を思わせる。

この法律が成立するや、直ちに、札幌、仙台、千葉、東京、京都、島根などの弁護士会が廃止を求める声明を発表。成立前の反対声明とあわせ、19もの弁護士会が声をあげた。私たちも、廃止の声をあげ続けよう。

日本滅亡への道をストップ

コロナウイルス対策、経済政策、金融政策、沖縄政策、公租政策、雇用政策、福祉政策、人権保障政策、原発政策、利権と不正…考えるほどに、日本滅亡の淵に向かう危険な舵がとられている。内閣支持率が低下しても立憲野党への支持率は目立って上昇しない。歯がゆい！

国会内では野党共同提出法案が数多くあり、中には成立に至ったものもあると聞く。これらが通ればわれわれの生活も少しずつ楽になりそうだ。政党・候補者への好き嫌い、政策評価への不一致もあるが、国民のためを思うなら、お家内の事情にこだわらず、まずは、不能読漢字のAs、嘘八百屋のAb、陰険・独裁の菅内閣を引きずり下ろし、これ以上舵を握らせないようにしてほしい。第2次世界大戦下の党派を超えたレジスタンス共闘にも学び、国民が希望を持てる大きな野党共闘を進める姿を示してもらいたい！そうになったら次の衆議院総選挙で自民党の単独過半数割れがあるとの選挙予測も出されている。 K

第15回 昭和区平和のつどい

主催：昭和区平和のつどい実行委員会

『暮らしの中に平和を考える～コロナ禍の今、つながろう私たち～』

日時：9月11日（土）13時～16時（開場12時）

場所：名古屋市公会堂 4階ホール（鶴舞公園内）

○第1部：13時～ 平和の文化交流

○第2部：14時～ 青木 理さんに聞く『未来を生きる若者たちに伝えたいこと』

（あおき・おさむ 1966年長野県生まれ、フリージャーナリスト、ノフィクション作家）

聞き手 本 秀紀さん（名古屋大学大学院法学研究科教授）



※文化交流など多彩なプログラムを予定しています。詳細は同封のチラシをご覧ください。
コロナ感染対策にご協力をお願いいたします。

※つるま法律倶楽部会員は参加費500円のところを300円で入場いただけます。

当日「つるま法律倶楽部会員受付」においでください。ご家族も同様に対応します。
お待ちしております。

出入国管理及び難民認定法改正案について

弁護士 安井 一大

1 はじめに

2021年5月18日、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」といいます。）の改正案が、改悪であると反対を受け廃案となりました。入管法の改正案には、様々な問題点が指摘されていますが、主な問題点をピックアップして解説します。

2 収容

（１）外国籍の方が日本で在留するには、在留資格が必要です。在留資格の期間を経過しても在留を継続する場合があります、これをオーバーステイと言います。オーバーステイが出入国在留管理局（以下「入管」といいます。）に発覚すると入管の施設（収容所）に収容され、退去強制へ向けた手続きが行われます。

（２）しかし、現行入管法の下での収容は、身体拘束される点で逮捕勾留と変わらないにもかかわらず、裁判官の司法審査が行われません。収容の期間も、被収容者が帰国を望まなければ、半年程度の収容はザラで、長ければ１年や２年、或いはそれ以上の期間にわたって収容されることもあります。

本年３月には、スリランカ人女性のウィシュマさんが、名古屋出入国在留管理局で収容中に、弁護士に相談して適切な対応をすることもできず、亡くなったという事件も発生しました。

今回の入管法の改正案では、収容の事前の司法審査手続きの導入、収容の期間の設定や短縮等の被収容者の人権保障規定は見送られていました。

3 在留特別許可

（１）オーバーステイで在留する人は、例えば２０年以上も日本にいたり、妻子がいる等、様々な事情を抱えています。そこで、被収容者が退去強制事由に該当する場合でも、在留が特別に許可される場合があります。これが在留特別許可です（現行入管法５０条１項）。

しかし、現行入管法５０条の文言は、「法務大臣が特別に在留を許可すべき事情があると認めるとき」というもので、いかなる場合に在留特別許可が認められるか不明確で、実際の運用の法則性もよく分かりません。

（２）そこで、入管法の改正案では、在留特別許可申請手続を創設し、在留特別許可の処分要件の考慮要素として、a 在留を希望する理由、b 家族関係、c 素行、d 本邦に入国することとなった経緯、e 本邦に在留している期間、f その他の法的地位、g 退去強制の理由となった事実、h 人道上の配慮の必要性、i 内外の諸情勢、j 本邦における不法滞在者に与える影響、k その他の事情と示しています（法案５０条５項）。

また、改正案は、「無期若しくは１年を超える懲役若しくは禁固に処せられた者」等については、原則として在留特別許可をしないこととしています（法案５０条１項但）。

（３）確かに改正案では考慮要素が複数挙げられましたが、平板に要素が挙げられるのみで法務大臣の裁量次第とされていることに変わりなく、人権保障は不十分です。2021年3月18日付日本弁護士連合会の「出入国管理及び難

民認定法案に関する意見書」でも、被收容者の子の利益、家族や私生活など、子どもの権利条約や自由権規約などの国際人権条約によって保護される権利利益を特に重要な積極方向での考慮要素となるよう法律に明記すべきだと指摘されています。

(4) また、「無期若しくは1年を超える懲役若しくは禁固に処せられた者」等については、原則として在留特別許可をしないというのも、果たして妥当でしょうか。仮に前科を考慮要素と

するとしても、あくまで在留特別許可をするかどうかの一考慮要素と位置づけるべきではないかと考えます。

4 最後に

ここで解説したことは、入管法改定案の問題点のほんの一部にすぎません。他方、今回の入管法改定は、ウィシュマさんの事件の影響もあり注目を集めました。無権利状態を克服し人権を保障する制度にする必要があります。今後の動向にも注目していきましょう。

『最近の相談から』

Q 1 一叔父の自筆遺言があります。令和2年に書いたのに作成日付が平成2年と書いてあります。どうなりますか。また遺産の一部を私に相続させる条項があります。私の名を書き間違え、そのうえから訂正してありますが、訂正印等はありません。どうなりますか。

A 1 一まず日付の点ですが、真実遺言が成立した日と相違する日の日付が記載されているからといって遺言が直ちに無効となるものではありません(最高判2021・1・18)。この場合、法的効力は認められるでしょう。

次の点ですが、「自筆証書中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じない」と定められており(民法968条)、これに反すれば無効になります。しかし事情によって、遺言を有効とした裁判例や遺言としては無効だが死因贈与としては効力があると認め

た裁判例等があります。もう少し詳しい事情をお聞かせ下さい。事情次第であなたは遺産を取得できます。

弁護士 小島 高志



Q 2 一相続によって不動産を取得した際の名義変更手続が義務化されると新聞で読みました。夫が数年前に亡くなりましたが、自宅の名義は夫のままです。名義変更が必要でしょうか？

A 2 一民法及び不動産登記法が改正され、相続により不動産を取得した者は、自己のために相続の開始があったことを知り、当該不動産の所有権を取得したことを知った日から3年以内に、所有権移転の登記を申請しなければならないことになりました。正当な理由が無いのに申請を怠ったときは10万円以下の過料が課せられます。改正法の施行は2024年の予定ですが、遡及適用の規定があるため、施行日前に相続が発生していた場合も相続登記が義務化されます。相続登記が未了の方は早めに手続を行いましょう。

弁護士 廣田 真紀

家族が亡くなった後に必要な手続③

弁護士 廣田 真紀

家族が亡くなった後にやることといえば、「葬儀」を思い浮かべる方が多いでしょう。しかし、葬儀以外にもやらなければならない手続は多々あります。

家族が亡くなった悲しみの中でもスムーズに手続ができるように死亡後に必要な手続について解説します。第3回目となる本稿は、相続手続の基本についてのお話です。

☆相続手続の基本

①相続人の調査・確定

相続の手続や届出を行う際には、相続関係を証明する戸籍謄本等の提出が求められます。戸籍は転籍や法改正、婚姻などにより都度新しく作られますので、相続関係を証明するためには、亡くなった方の一生で作られたすべての戸籍を遡って順番に取得する必要があります。また、相続人の現在の戸籍を取得し、相続の権利があることを証明する必要もあります。

②遺言書の有無の確認

遺言書の存在を知らされていない場合でも遺言書がのこされている場合もあります。自宅を探してみましょう。公正証書遺言が作成されている場合は、最寄りの公証役場で遺言検索をすれば遺言書の有無を確認することができます。

③自筆証書遺言の検認

自筆証書遺言がのこされていた場合、その遺言を保管していた人や発見した相続人は、家庭裁判所に遺言書を提出し、検認の手続をしなければなりません。検認とは、相続人に対して遺言の存在と内容を知らせるとともに、形状や状態、日付、署名など遺言書の内容を明確にして、遺言書の偽造・変造を防止するための手続です。検認の手続が終了すると検認済み証明書が交付されます。不動産の名義変更や預貯金の払戻しにはこの証明書が必要になります。もっとも、公正証書遺言や自筆証書遺言であって

も法務局の保管制度を利用していた場合は検認の手続は不要です。

④相続財産の調査・確定

相続財産全体を把握しなければ間違った手続を選択してしまうおそれがあるため、どのような相続財産があるかを調査することは非常に重要です。現金・預貯金や不動産だけでなく、株式・国債などの有価証券のほか自動車・貴金属・骨董品などの動産や賃借権・貸付金・損害賠償請求権などの権利も相続の対象となります。他方で、借金や保証債務、未納の税金などマイナスの財産も相続の対象となります。なお、墓地・仏壇・位牌・遺骨などの祭祀財産や香典、死亡退職金は相続財産とはみなされません。

⑤相続放棄

(自己のために相続の開始があったことを知ったときから3カ月以内)

相続財産を調査した結果、マイナスの財産のほうが多い場合は、相続放棄をすることで初めから相続人とならなかったものとみなされ、借金などを相続しないことができます(ただし、プラスの財産も相続できなくなります)。相続放棄をするためには、亡くなった方の最後の住所地を管轄する家庭裁判所に対して、相続放棄の申述を行う必要があります。



『最近の事件から』

◆引き続き名古屋自由学院事件

学校法人名古屋市自由学院が、教職員組合に対し、長年にわたって貸与してきた組合事務所の明け渡しを求める訴訟を提起しました。その要旨は建物が古くなり危険性があるから取り壊すことが妥当だからというものです。

しかし、組合事務所としての使用が終わらないうちは原則として事務所貸借関係は終了しません。使用者が事務所の返還を請求するには正当な事由を必要とするという判例理論が確立しています（ヤマト交通組合事務所明渡請求事件等）。正当事由の有無の判断には、使用者が適切な代替施設を提供したか否か、組合の活動を妨害しようとするものか否か等が問われます。

同学院は、頭から一方的に事務所からの退去を求め、実力行使で組合事務所を取り壊す動きを見せ、一方では代替事務所提供を拒否し続けてきた経緯があります。裁判でも建物の古さだけを主張し、他の正当事由を無視しようとしています。

同学院は、これまで団体交渉拒否事件、組合ニュース配布妨害事件、労委命令違反による制裁事件、組合委員長・副委員長解雇事件、裁判和解違反となる給与一部不払事件等々で労働委員会と裁判所の手を煩わせ、次々に敗訴を続け、名を馳せています（当たよりで一部既報）。今回の訴訟も組合潰しの狙いが明らかなです。

組合事務所は団結の砦です。教職員組合とともによりよい学校作りに向けて取り組んでゆきます。

弁護士 小島 高志

（担当弁護士：石塚徹・森弘典・

廣田真紀・小島高志）

◆マンションの騒音

マンションの一室を購入して30年以上暮らしていた家族に突然異変が訪れた。それは、真下の部屋に移り住んできた住人が大きな騒音を出し始めたことである。主には、大声で「ドロボー」などと叫ぶことだが、時に深夜に及ぶことがあり、生活の平穏が失われた。録音をとり、警察や保健所に相談に行ったが、犯罪行為とは言いがたく、また、精神障害者と認定もできないとされて途方に暮れた。そして、引っ越しを決意した。

引っ越して、このマンションの一室を売却するため不動産屋に依頼したところ売買の約束ができた。ところが、その不動産屋がリホーム業者と共にその部屋の下見に行くと、真下の住人が現れて、大声で妨害し始めた。その結果、不動産屋は「このような人が真下の部屋にいるようでは、住むことはできない。」と売買の約束を解除してしまった。

そこで、「なんとかならないか。」と弁護士に相談がきた。私は、特に展望があったわけではないが、なんとかしなければならないと思い、とりあえず、損害賠償の裁判を真下の部屋の住人に起こしてみようと提案した。

そして、裁判を起こした。その裁判上、裁判官の提案により、僅かの和解金と「今後、大声や騒音を出しません。」という誓約をもらう和解ができた。そして、別の不動産屋に持ち込んだところ、無事、マンションの売却ができ、めでたく解決を見た。

弁護士 石塚 徹



◆間接損害請求

ある建築関係の会社の社長が交通事故に遭い、その事件処理を担当しました。その事件では、その社長が相手方に請求した人損の中で、間接損害も発生していると主張しました。間接損害というのは、会社の社長が交通事故により通院などして働けなかったことで、会社の売上げが減って会社に生じた損害のことを言います。原則、社長個人と会社は別の法人格なので、社長が働けないことにより会社に損害が生じて、その損害を社長が自分の損害として相手方に損害賠償請求することはできません。例外的に、

会社と社長個人の経済的一体性が認められ、損害額が算定できれば、会社の損害を社長自身の損害として、相手方に請求することができますが、判例上、厳格な要件が求められており、裁判例でも認められない例は沢山あります。

しかし、その事件では、当方の主張立証が功を奏し、相手方保険会社が会社と社長の経済的一体性を認め、間接損害についても賠償金を支払うことで合意できました。困難さはありませんでしたが、妥当な解決を図ることができました。

弁護士 安井 一大



第 13 回 地元の弁護士・税理士・司法書士による無料相談会

◆日時：9月24日（金）午後1時30分～午後8時（要予約・1人30分程度）

◆場所：名古屋市高齢者就業支援センター4階 第1研修室
（昭和区御器所通3丁目12-1 御器所ステーションビル）御器所駅2番出入口からすぐ

弁護士

鶴舞総合法律事務所 小島高志弁護士 石塚 徹弁護士
安井一大弁護士 廣田真紀弁護士

税理士

税理士法人オーティーエー 伊藤照治税理士

司法書士

天野司法書士事務所 天野 勲司法書士



恒例となりました、つま法律倶楽部に集う弁護士・税理士・司法書士が一堂に会す無料相談会。法律のことや税金のことまとめて相談できます。

※コロナ感染対策にご協力おねがいたします。

学習会『相続手続きの基本』

◆日時：8月23日（月）午前10時～11時30分（要予約・定員10名）

◆場所：セミナールーム（鶴舞総合法律事務所隣） ◆参加費無料

当日より6頁に掲載内容をさらに詳しく廣田真紀弁護士がお話します。

【相談会・学習会の予約・問合せ：鶴舞総合法律事務所 TEL052-852-1220（平日9時～18時受付）】

『ガーデンカフェやっちゃんち』で茶話会&法律相談会を行っています！

ガーデンカフェやっちゃんち（昭和区八事本町31-4）では、月1回（第3火曜日午前10時～12時）茶話会&無料法律相談会を行っています。（次回は9月21日。テーマは「後見制度と相続」について。8月はお休みです）コーヒーなどを飲みながら（飲み物代300円）ご相談いただけます。

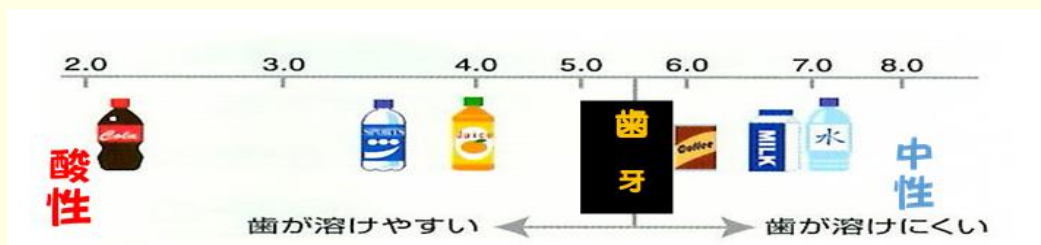
茶話会後に個別相談もできますので、お気軽にお越しください。



梅雨が明け、猛暑を通り過ぎて酷暑の夏がやってきました。そして暑さで気分が悪くなり倒れたりする熱中症にも注意です。そのため脱水症予防で、つつい冷たいジュースやスポーツ飲料を飲みすぎてしまいがち。

ジュース（野菜ジュースも含む）や炭酸飲料の糖分でむし歯になることは、皆さんよく知っていますね。実はスポーツ飲料でもむし歯ができるのです。500ml ボトルに1本3gのスティックシュガーが10本分（約30g）も含まれているんです。さらにこれらの清涼飲料は、飲みやすくするため、また雑菌の繁殖を防ぐため「酸性」にしています。さらに冷たくて「甘さ」を感じないので、スポーツクラブやウォーキングなどで、毎日ちょくちょく飲むと、歯が溶けてむし歯の原因になります。では薄めて飲めばいいかというと、糖分だけでなく、補給すべきナトリウムやカリウムなどの電解質がさらに少なくなり、おすすめできません。

日常的な軽度の脱水は、水やお茶、カフェインのない麦茶で十分ですね。下痢や嘔吐など病的脱水は、値段が高めですが、汗や脱水で不足した塩分をしっかりと補給できる規格成分の経口補水液を利用するとよいでしょう。



【はっとり歯科クリニック】住所：名古屋市昭和区紅梅町3-2-1

電話：052-852-8877

自然災害と保険

みらい保険事務所 仲野 丘人

【問合せ先：052-842-4144】

静岡県熱海市伊豆山地区の初逢川で土石流が発生し、ひと月が経過しました。局地的とはいえ、人的にも、物的にも甚大な被害が発生しました。犠牲者の方々、遺族の方々、被害に遭われた方々にお見舞い申し上げます。

熱海土石流のような自然災害に対して保険の補償はどうなっているのでしょうか。保険金の支払いが対象となる自然災害は、保険の種類により異なりますが、大きく「台風・大雪・大雨・落雷など」と「水災」と「地震・噴火・津波」に分かれます。

1. 生命保険、医療保険

自然災害は全て補償の対象です。しかし「地震等」では、災害補償が上乗せされる特約の多くは、原則保険金の支払いは対象外です。（ただし大きな災害の場合は、各保険会社は特例措置をとり、全額支払われることが通例となっています）。

2. 火災保険

「台風・大雪・・・」「水災」「地震等」に分かれます。「台風等」の被害は補償対象、「水災」については「水災特約」を不担保にできるため、不担保としていた場合は、浸水や土石流、土砂崩れなどの被害は支払い対象外です。「地震等」の被害は、「地震保険」に加入する必要があります。地震が原因の火事も同様です。

3. 自動車保険（車両の補償）

「台風等」「水災」（水没など）での車両の被害は、車両保険に加入が必要、「地震等」の被害には、さらに車両保険の特約にある「地震等の特約」（限度額50万円）が必要です。

4. 傷害保険

「地震等」以外の自然災害は対象です。「地震等」のケガの補償は「天災特約」が必要です。

☆ 法律倶楽部・ぴーぶるいきいき活動 行事報告 ☆

昨年末に、法律事務所と同じフロアー4C室にセミナールームがオープンしました。石塚弁護士の憲法カフェや倶楽部会員さんなどの方々が講師になり、毎回コロナ感染対策に配慮しながら、今までに全21回のセミナーが開催され、延べ120名が参加されました。現在月に8つのセミナーが開催中で、新しいセミナーも順次開催予定です。オンラインで参加可能なセミナーもあります。

○法律倶楽部会員の皆様のご参加をお待ちしています。

○セミナーの詳細は同封のぴーぶるいきいき活動のチラシをご覧ください。

○セミナールームの貸出も可能です。(定員20名、2時間 1,500円)

憲法カフェのご案内☕

毎月第4月曜日午前10時～12時

場所：セミナールーム 参加費：500円

次回は9月27日(月)です。8月はお休みです。

テーマは、「憲法14条 平等権と精神的自由権」についてです。

重要な憲法判例を参考にしてみんなで考えましょう。

お気軽にご参加下さい。



いきいきフラワー教室

季節の花を中心に、あまり馴染みのない花材も使いアレンジを教えてもらっています。暑い季節は生花を避けてドライフラワーなどで楽しんでいます。

講師は内山早智子さん(倶楽部会員・フラワーアドバイザー)。内山さんは個々の感性を大切にしつつ適切なアドバイスでいつも納得の仕上がりになってくれて😊豊富な植物の知識を織り混ぜながらのお話も楽しみです。

次回は8月26日(木)午前10時から12時です。(参加費・材料費要)

(毎月第1・第3火曜日は午後7時からの教室もあります。8月はお休み)

 内山さんのお店「種から根っこと葉っぱ」
中区栄5-12-32 栄サンライズビル1階
(052) 251-0471



マスクアクセサリー作り

いまや日常の必須アイテムとなった「マスク」。マスクをおしゃれに飾ったり、使いやすくするアイディアがいっぱいのセミナーです。講師は仲野厚美さん。(倶楽部会員)

手作業が不慣れでも大丈夫。一人ひとりに丁寧に教えてもらえます。自分の好みで選んだ素材で作れて、ちょっと自慢したくなる飾りができました。参加者同士で楽しいミニミニファッションショーも。連続講座ですが、どこからでも、一回だけでも参加できるそうです。

女性だけでなく、ぜひ男性もいかがでしょう。一味違うマスクをつけてみませんか。

次回は8月27日(金)
午後6時～7時30分。
(参加費・材料費要)



マスクアクセサリー参加者の皆さん

※上記セミナーは材料準備の関係上、電話、FAXにて各々1週間前までに申込みをお願いします。先着順で定員になり次第締切となります。また、新型コロナウイルスの影響で日程変更や開催中止となる場合があります。

＜いろんなハート♡の小さな展覧会＞

5月11日から16日（日）まで、セミナールームに於いて、昭和区在住のイラストレーター茶畑和也さんの展示会を開催しました。延べ、70名の皆様に来場いただきました。

最終日にはご本人が来られ、来場者の方々と歓談しました。セミナールームの雰囲気イラストによって、普段とは全く違う雰囲気となり、茶畑さんも驚いてました。



会員さん
より一句

「この画家はハートを幾つ持つならん キャンバスの中にハート溢るる」
法律倶楽部会員 能登 正嗣さん



セミナー（ぴーぶる・やっちゃんち）参加者から...

法律倶楽部会員 大塚 治子さん

きっかけは、長年鶴舞法律事務所の取り巻きをやって来たこと。昨年同居していた母が介護施設に入所し独身生活が始まったこと。また今年3月に完全退社し、毎日が日曜日になったこと。更に“ぴーぶる”の活動がその頃から顕在化してきたこと。こんな中、法律事務所の岡田事務局長からやんやとセミナー参加の誘いが来るようになった。独居年金生活者の生存確認の意味もあるらしい。

定期的に参加しているセミナーは、①内山講師による“いきいきフラワー教室”、②石塚弁護士による“憲法カフェ”、③武藤公認ガイドによる“東山植物園散策”であり、また“ガーデンカフェやっちゃんち”（八事本町）で、④石塚・廣田弁護士による“茶話会・無料法律相談”や⑤沼野指導員による“体操教室”にも極力参加している。④、⑤は自宅に近いのが嬉しい。

始めは、技術系の私にとって、どのセミナーも半信半疑であったが、いろいろな発見もあった。特に①は人間にとって、自己表現、創造は喜びに繋がること。②は、我々団塊の世代（終戦直後生まれ）が全うな憲法の教育をうけていないこと（憤り）。④は、細々始めた終活のキーポイントになること、などである。新しい方々との繋がりが広がるのも刺激（前進）。

毎年のように行っていたモンゴルトレッキングツアーはコロナ禍で一昨年以降行けていない。これを体力、気力維持の一つの目標としていたのに。それに代わるものとしてセミナー活動がもっと盛んになることを期待します。皆様よろしくお願いします。

ご存じ
ですか？

【コロナ 給付金一覧】

ー緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の影響緩和で影響を受けた事業者へー

（国）『中小企業・個人事業者のための 月次支援金』 ※業種・地域を問わず対象

＜給付条件＞ ・緊急事態宣言・まん延防止重点措置の伴う飲食店等の影響を受けていること
・2019年又は2020年の同付と比較して50%以上減少した場合

＜申請期間＞ 対象月の翌月から2か月間（4・5月分→8月15日まで）

（県）『中小企業者等 応援金』 ※業種・地域を問わず対象

＜給付条件＞ 今年4月～6月の合計売上が30%～50%減少した場合

＜申請締切＞ 9月5日

（県）『感染防止対策 協力金』 ※飲食店・カラオケ設置店のみが対象

＜給付条件＞ ・酒類・カラオケ設備を提供する飲食店等の休業

・午前5時～午後8時までの時間短縮営業

＜申請締切＞ 6/1～6/20分 →8月20日

6/21～7/11分 →9月3日

つるま法律倶楽部会員のみなさまへ ～無料法律相談をお気軽にご利用下さい～

◎相談受付 平日 午前10時～午後6時

第2土曜日（午前10時～12時）第4土曜日（午後1時～3時）

上記時間外の相談についても対応させていただきます。

事前に必ず電話予約（受付時間 平日午前9時～午後6時）を

お願いします。

◎電話相談 簡単に短時間の相談は、電話でもお受けします。

◎会員さんに紹介された方も、初回に限り30分の無料相談が受けられます。

セミナールームでの土曜無料法律相談

遺言・相続・後見	セミナー ルーム	第1、第3土曜 午後1時～3時 1人40分程度	弁護士 小島 高志	前日までに予約
----------	-------------	-------------------------------	--------------	---------

★労働条件切り下げ、リストラ、解雇、差別、生活苦、虐待（DV）、相続、コロナうつ、債務返済困難、廃業、治安不穏、犯罪、様々な問題が生じてます。お困りごとがありましたらお気軽にご相談ください。

☆☆ 鶴舞総合法律事務所の事務局員を募集中です ☆☆

人の話を聞くことが好きな方、法律に少し興味がある方、パソコンができる方等のご応募をお待ちしてます。ご家族やお知り合いの方にお声をかけていただけるとありがたいです。詳細は事務所へお問い合わせください。

低山歩こう会



コロナのため今年度の開催も未定です。決まり次第お知らせします。

つるま法律倶楽部会費納入のお願い

今年度（2021.6～2022.5）年会費納入の郵便局振込用紙を同封させていただきます。既にお支払い頂いている会員さんには同封していません。ご確認をよろしくお願いいたします。

尚、一般社団法人権利擁護支えあうびーぷるへの移行をご希望の方は事務局までご連絡ください。

— 編集後記 —

スマホで携帯料金を見てびっくり、通話代だけで2万円超え！？

先月、スマホの安い料金プランへの変更を自分のスマホからやったはずが、なんで...

慌てて、お客様センターへ問い合わせたら「プラン変更はできていますが、かけ放題1,900円オプションはプラスされていません。その都度メールで変更内容を送付していますので必ず確認して下さい」とのこと。私の誤操作でした。確認メールは未開封のまま。

ご自分でプラン変更される際は、必ず確認メールで確認しましょう.....

倶楽部たよりは、皆さんに読んでいただき、少しでも何かのお役にたてたらとの思いで編集しています。ご意見等お聞かせください。

Y. O

鶴舞総合法律事務所

〒466-0015 名古屋市昭和区御器所通三丁目18番地

エスティプラザ御器所4F

TEL (052) 852-1220/FAX (052) 852-1227

【夏季休暇のお知らせ】

8月12日(木)～16日(月)

宜しくお願い

いたします。

